

25201

滋賀県

大津市

〈補助金、融資、奨励金〉

条例・要綱	制定年月	対象者の要件	内 容
大津市企業立地促進条例	H18.4	○新增設・改築 事業所税の資産割の課税対象となる工場等を建設する事業者	大規模工場等建設助成金 ○事業所税資産割相当額を助成(対象床面積×600 円/m ²) (5年間)
		○新增設・改築 投下固定資産額(土地取得費を除く) 中小企業 5,000 万円以上 大企業 2億円以上	工場等建設助成金 ○工場等に賦課された固定資産税及び都市計画税相当額の 1、2年目:100% 3~5年目:50%を助成
		○移設 インキュベーション施設から移転して本市区域内の事業所を賃借する事業者	インキュベーション施設発立地促進助成金 ○賃借床面積×700 円/m ² を助成(年限度額:事業所賃借料の年額の2分の1と次のインキュベーション区分に応じて定める額を比較していざれか少ない額 工場・研究所型:100 万円 オフィス型:30 万円) (3年間)
大津市本社機能移転促進助成金交付要綱	R5.4	○建設型 建物を建設又は購入し、本社機能を市内へ移転する事業者 本社機能に係る部分の取得に要する経費(土地取得費を除く) 中小企業 1億円以上 大企業 2億円以上	本社機能移転促進助成金(建設型) ○本社機能に係る部分の建物・付属設備等の取得費用 市内⇒市内 取得費用の5% 市外⇒市内 取得費用の 10% 新規地元雇用がある場合は、上乗せで助成 正規雇用一人あたり 50 万円 非正規雇用一人あたり 25 万円 (上限合計 5,000 万円)

		<p>○賃借型 建物を賃借し、本社機能を市内へ移転する事業者</p> <p>創業後1年以上経過、かつ本社機能施設での常用雇用人数5人以上</p>	<p>本社機能移転促進助成金(賃借型) ○建物の賃借料の50% (市外⇒市内) (2年間)</p> <p>新規地元雇用がある場合は、上乗せで助成 (初年度のみ)</p> <p>正規雇用一人あたり 50万円 非正規雇用一人あたり 25万円</p> <p>(上限合計 500万円/年)</p>
--	--	--	--

25202

滋賀県

彦根市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
彦根市企業立地促進条例	H29.4	別表参照	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所用地取得助成金 ・事業所設置助成金 ・雇用助成金 ※別表参照

○対象となる事業所の新設等

下別表の3つの要件のいずれかに該当するもの。

事業所の種類		投下固定資産総額	新たに常時雇用する従業員数	新たに取得する事業所用地の面積
植物工場 製造業	下記以外	500,000 千円以上	300人以上	50,000 m ² 以上
	中小企業者	50,000 千円以上	5人以上	3,000 m ² 以上
	小規模企業者	10,000 千円以上	1人以上	1,000 m ² 以上
情報通信業	下記以外	100,000 千円以上	100人以上	
	中小企業者	20,000 千円以上	5人以上	
	小規模企業者	5,000 千円以上	1人以上	
運輸業・郵便業 学術・開発研究機関	下記以外	100,000 千円以上	100人以上	10,000 m ² 以上
	中小企業者	20,000 千円以上	5人以上	3,000 m ² 以上
	小規模企業者	5,000 千円以上	1人以上	1,000 m ² 以上

○事業所用地取得助成金・事業所設置助成金

助成金の種類	助成金の額
事業所用地取得助成金 事業所設置助成金	<p>投下固定資産(事業所用地取得助成金の場合は用地、事業所設置助成金の場合は設備)に対し、基準年度から3年間における各年度の固定資産税額に相当する額に、当該各年度に対応する下記の割合を乗じて得た額の合計額(両助成金とも限度額はそれぞれ1億円)。</p> <p>(1) 基準年度 100分の100 (2) 基準年度の翌年度 100分の75 (3) 基準年度の翌々年度 100分の50</p>

※基準年度…当該事業所の新設等に係る投下設備固定資産に対して最初に固定資産税が賦課される年度

○雇用助成金

下表の要件を満たす場合、事業開始日の前後 90 日以内において、新たに常時雇用した従業員(市内居住者)に対し、1 人当たり 100 千円を交付(上限 200 人)

事業者の規模	要件
下記以外	新たに常時雇用する従業員数が 20 人以上、かつ、居住者が半数以上。
中小企業者	新たに常時雇用する従業員数が 5 人以上、かつ、居住者が半数以上。
小規模企業者	新たに常時雇用する従業員数が 1 人以上、かつ、居住者が 1 人以上。

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

制度名	対象者の要件	内 容
先端設備等導入計画	1. 中小企業・小規模事業者 (中小企業等経営強化法第1条第1項に規定する中小企業者) 2. 先端設備等導入計画を策定し、計画期間において、基準年度比で労働生産性が年3%以上向上すること	対象の新規取得設備の固定資産税が、3~5年間、1/2~1/3に軽減。

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
長浜市企業立地促進条例	H19.12	1.投下固定資産額 製造業 1億円以上 情報通信業 5千万円以上 自然科学研究所 5千万円以上 博物館 5千万円以上 長浜サイエンスパーク立地事業者 5千万円以上 2.增加雇用者数 製造業 5人以上 情報通信業 5人以上 自然科学研究所 5人以上 博物館 5人以上 長浜サイエンスパーク立地事業者 5人以上 3.環境保全協定の締結	工場等立地助成金 ○対象固定資産税相当額 (製造業、情報通信業) 1年目 100% 2年目 75% 3年目 50% (試験研究施設、サイエンスパーク立地事業者、博物館であつて中心市街地活性化基本計画区域内立地事業者) 1年目 100% 2年目 100% 3年目 100% 4年目 100%
		公的インキュベーション施設に入居していた者で、市内に工場等を賃借する事業者 1.工場等立地助成金もしくはインキュベーションセンター発立地助成金の対象者 2.立地後3年間(長浜サイエンスパーク立地事	インキュベーションセンター発立地助成金 ○賃借工場等への3年間の家賃補助 ・月額 700 円／m ² ・限度額 30 万円／年 雇用促進助成金 ○市内居住者 10 万円／人 (限度額 1,000 万円)

	<p>業者は4年間)での市内居住者の増加雇用者数</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>製造業</td><td>5人以上</td></tr> <tr><td>情報通信業</td><td>5人以上</td></tr> <tr><td>自然科学研究所</td><td>5人以上</td></tr> <tr><td>長浜サイエンスパーク立地事業者</td><td>5人以上</td></tr> </table>	製造業	5人以上	情報通信業	5人以上	自然科学研究所	5人以上	長浜サイエンスパーク立地事業者	5人以上	
製造業	5人以上									
情報通信業	5人以上									
自然科学研究所	5人以上									
長浜サイエンスパーク立地事業者	5人以上									
R4.4.1	<p>自ら製造業等を行う法人・個人であつて、新たに市内に工場等を新設・増設する事業者。</p> <p>○対象工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.都市計画法第 29 条に規定する開発行為の許可を要する工事 2.文化財保護法第 93 条第 1 桜の規定に基づく届出による発掘等 3.事業者の負担によって新たに設置され、その後長浜市又はその他の公共的団体の管理に属する上水道本管の整備を行う工事 <p>○受給の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.造成工事完了後から 5 年以内に事業を開始するもの 2.工場等の新增設のために造成する用地の面積が、4,000 m²以上であること 3.新增設される工場等で、新たに増加する常用雇用者が 5 人以上であること 	<p>工場等用地造成助成金</p> <p>○土地造成に要した費用の一部助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 2 分の 1 ・限度額 5,000 万円 								
	<p>6次産業化の推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組等を行う指定事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象区域 :小谷城スマートインター・チェンジ周辺「地域産業誘導地区」等 2.増加する常用雇用者5人以上 3.過去に6次産業化施設等立地助成金の交付を受けていないこと 4.他の企業立地助成金の交付を受けないと (ア)固定資産税額の助成 ○投下固定資産の取得価額の合計額5千 	<p>6次産業化施設等立地助成金</p> <p>(ア)賦課された固定資産税額に相当する額(4年間) 限度額:1億円</p> <p>(イ)長浜市内に住所を有する増加雇用者1人につき 10 万円 限度額:1 千万円</p> <p>(ウ)事業用地、家屋及び償却資産の取得に要した経費の2分の1 限度額:4千万円</p> <p>(エ)用地造成に要した費用の2分の1 限度額:5千万円</p>								

		<p>万円以上</p> <p>(イ)雇用促進の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○増加する常用雇用者のうち長浜市内に住所を有する者 5人以上 <p>(ウ)用地、家屋及び償却資産取得の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新增設のために取得する用地面積 1,000 m²以上(試験研究施設 200 m²) ○設備投資額 中小企業者:1 億円以上 (試験研究施設:3 千万円) ○それ以外:3 億円以上 (試験研究施設:1 億円) ○造成済みの用地を取得してから 3 年以内に事業を開始(未造成:5 年以内) <p>(エ)用地造成の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○造成完了(事前確認通知書の通知日)から5年以内に事業を開始 ○造成する用地面積 1,000 m²以上(試験研修施設 200 m²) 	
--	--	--	--

25204

滋賀県

近江八幡市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
市税条例 ※地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けた者	課税免除	固定資産税(土地、家屋、構築物)	3年間
※中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等(資本金 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主) 取得価格 機械装置:160 万円以上 工具:30 万円以上 器具備品:30 万円以上 建物附属設備:60 万円以上	課税標準額を2分の1 (従業員に対し賃上げ方針の表明をした場合は、課税標準額を3分の1)	固定資産税(償却資産)	3年間 (従業員に対し賃上げ方針の表明をした場合は、令和 6 年 3 月 31 日までに取得した設備は5年間、令和 7 年 3 月 31 日までに取得した設備は4年間)

25206

滋賀県

草津市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
草津市企業立地促進条例	H17.3	<ul style="list-style-type: none">○新設・増設・移設・改築①「高度ものづくり産業」「環境産業」「医療・健康福祉産業」「IT産業」であること②投下固定資産額（土地取得費を除く）5,000 万円以上（大企業の場合5億円以上）③改築の場合は、指定申請時においてこの助成金を受けていないこと④市税の滞納および各種償還に滞りがないこと⑤市の経済活性化または地域振興に資することができるものとして市長が指定するもの	<p>工場等設置助成金</p> <p>○投下固定資産に対して賦課された固定資産税及び都市計画税相当額の 50% を5年間助成（土地に課されるものを除く）</p> <p>○上限なし</p>
草津市公的インキュベーション施設退去企業立地促進補助金交付要綱	H21.4	<ul style="list-style-type: none">○移設①公的インキュベーション施設を退去する者②市内で事業展開を図ろうとする法人または個人③公的インキュベーション施設から退去して1年以内であること④市税の滞納および各種償還に滞りがないこと⑤国、都道府県その他市長が適当と認める団体において実施する事業計画の評価、承認または認定を受け、かつ、市の経済活性化または地域振興に資することができるものとして市長が認めるもの	<p>公的インキュベーション施設退去企業立地促進補助金</p> <p>○事業所賃借料の 1/2 を3年間補助</p> <p>○上限5万円／月（上限60万円／年） (消費税、共益費および光熱水費等は含まない)</p> <p>○上限16万7千円／月（上限200万円／年） (草津市企業立地促進条例施行規則別表第1に掲げる分野に関連する製造業に該当し、工場または研究所等を賃借するもの)</p>

25207

滋賀県

守山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
守山市企業立地促進条例	H17.3 R3.10 改正	<p>業種: 製造業、物流事業、情報関連産業、研究施設、市長が適当と認める事業で、以下の1~4のいずれも該当すること</p> <p>1 新設、移設、増設または建替え</p> <p>2 投下固定資産総額 (土地・家屋・償却資産取得額) (新設、移設、増設、建替え)5億円以上 (大規模立地:新設、移設、増設)50 億円以上</p> <p>3 常用雇用者数(雇用保険法) (新設、増設)20 人以上 (うち新設の新規雇用者5人以上) (うち増設の新規雇用者2人以上)</p> <p>(移設、建替え)20 人以上 (大規模立地)51 人以上 (うち新設の新規雇用者 20 人以上) (うち増設の新規雇用者 5 人以上)</p> <p>4 環境保全に関する協定の締結、その他市が指定する事項の遵守</p> <p>○市内に住所を有し、かつ、1年間継続して雇用されていること</p>	<p>立地促進奨励金</p> <p>①所有の場合 投下固定資産総額(土地・家屋・償却資産取得額)×10%</p> <p>②賃借型立地の場合 投下固定資産総額(土地・家屋・償却資産取得額)×3%</p> <p>限度額2億円</p> <p>※上記金額と規則で定める投下固定資産にかかる5年間の固定資産税相当額を比較して低い方の額</p> <p>③大規模立地の場合 投下固定資産総額(土地・家屋・償却資産取得額)×10%</p> <p>※ただし、新設・移設・増設の土地取得を伴うもの 限度額7億円</p> <p>※上記金額と規則で定める投下固定資産にかかる5年間の固定資産税相当額を比較して低い方の額</p> <p>雇用促進奨励金 ○事業開始までに市内に住所を有する新規雇用者1人につき 10 万円 (限度 100 人、限度額 1,000 万円)</p>

25208

滋賀県

栗東市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
栗東市工場等立地促進条例	R3.6	<p>インフラ施設の整備を伴う工場を新設・移転・増設(事業規模拡大)する場合で次のいずれにも該当する事業者※</p> <p>※インフラ施設について</p> <p>工場等の設置に伴い整備する進入道路及び上下水道施設等であって、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づき事業者が整備する次に掲げる施設のうち公共施設として国、県又は市に帰属するもの</p> <p>(1)国道、県道または市道に接続する進入道路</p> <p>(2)水道施設</p> <p>(3)下水道施設</p> <p>(4)水路、調整池等</p> <p>①助成対象の投下固定資本の額が 5 億円以上見込まれること</p> <p>②工場等を都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域・田園住居地域・近隣商業地域又は商業地域以外で建設すること</p>	<p>助成措置制度</p> <p>○インフラ施設の整備に係る額を投下固定資本の額の 1%相当額を限度とし、5 年以内に分割して交付</p>

25209

滋賀県

甲賀市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
○新增設 中小企業者 10,000 以上 中小企業者以外 100,000 以上	○増加 中小企業者 5以上 中小企業者以外 15 以上	不均一課税 初年度 0.7% 2年度 0.7% 3年度 0.7%	固定資産税	3年間
対象施設:家屋、償却資産(土地は対象外) 対象業種:製造業、情報通信業のうち情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、運輸業のうち道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業				

25210

滋賀県

野洲市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

規則・規程（制定年月）	対象者の要件【令和5年度】	措置の内容	申請期間
野洲市補助金等交付規則 (平成16年10月1日) 野洲市中小企業融資制度 に関する利子補給規程(平 成16年10月1日)	1.滋賀県中小企業振興資金融資制 度 「経営支援資金(小規模企業者枠)」 (旧小規模企業者経営安定資金を含 む) 「セーフティネット資金(新規枠・借換 枠)」(但し、セーフティネット資金は平 成20年10月31日から令和5年3 月31日までの間に中小企業信用保 険法第2条第5項の市町長の認定を 受けた事業者が対象) 2.「野洲市小規模企業者小口簡易資 金」	【補給率】年0.4% (但し、セーフティネット資金 のみ、利子補給金の限度額 が5万円で、申請可能回数 は1事業者あたり1口のみ) 【補給機関】 前年の4月1日からその翌 年の3月31日まで 【補給方法】 申請者が必要事項を商工観 光課に持参(郵送不可)。申 請期間終了後、取扱金融機 関に融資状況等を照会し、そ の回答内容を確認した後、交 付決定をして口座に振込	令和5年6月1日から 令和5年7月31日まで

※野洲市における利子補給施策は例年行われていますが、既に令和5年度の受付は終了しております。

25211

滋賀県

湖南市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
湖南市産業振興及び女性活躍推進等に係る奨励措置に関する条例	R1.6	工場、研究施設、事務所その他これらに類する施設の新設、増設、建替 (1)投下固定資産の課税標準額:5億円以上	企業立地促進奨励金 (1)投下固定資産に対する固定資産税額の2分の1 3年間
		(2)(1)に加え、トイレ等の設備を女性用、男性用を同数量、同水準で同時期に設置	(2) 投下固定資産に対する固定資産税額の4分の1を(1)に加え、1年度間延長
		(3)(1)に加え、事業所内保育事業又は企業主導型保育事業の用に供する施設を同時期に設置	(3) 投下固定資産に対する固定資産税額の4分の1を(1)に加え、1年度間延長

詳しくは湖南市ホームページをご覧ください。

https://www.city.shiga-konan.lg.jp/soshiki/kankyou_keizai/shoko_kanko/2_1/9322.html

25212

滋賀県

高島市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

市町村名	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
高島市 (旧朽木村の 区域に限る)	下記の事業を行うための設 備を取得した者 取得価格 ○製造業、旅館業 (資本金) ・～5,000万円: 500万円以上 ・5,000万円～1億円: 1,000万円以上 ・1億円以上: 2,000万円以上 ○農林水産物等販売業、情 報サービス業等 ・全て:500万円以上	—	課税免除	固定資産税(土 地、家屋、償却 資産)	3年間 ※令和6年3 月31日まで
高島市(全域)	※地域経済牽引事業の促 進による地域の成長発展の 基盤強化に関する法律(地 域未来投資促進法)に基づ く地域牽引事業計画を作成 し、滋賀県知事の承認を受 けている事業者	—	課税免除	固定資産税(土 地、家屋、構築 物)	3年間 ※令和6年3 月31日まで
高島市(全域)	※中小企業経営強化法第 52条第4項に規定する先端 設備等導入計画の認定を 受けた者 取得価格 機械装置:160万円以上 工具:30万円以上	—	①新規取得設備 の課税標準額を 1/2に軽減 ②従業員への賃 上げ方針の表明 を計画内に記載し た場合は1/3に 軽減	固定資産税(償 却資産)	①3年間 ②令和6年3月 末までに取得し た場合は5年 間、令和7年3 月末までに取 得した場合は4 年間。

	器具備品:30万円以上 建物附属設備:60万円以上 (売電目的の太陽光発電施設は対象外)				
--	--	--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高島市企業誘致条例	H31.3.26 改正	○新增設 投下固定資産総額 5,000万円以上 新設の場合、新規雇用 3人以上 増設の場合、新規雇用 3人以上 (いずれも市内居住者)	企業立地助成金 ○投下固定資産に対する固定資産税の 1/2 以内 ○法人市民税の均等割額の1/2以内 (いずれも3年間) 雇用促進助成金 ○新規雇用の市内従業員1人あたり 10万円 (市外からの転入者および障害者は20万円) (限度額 1,000万円) 地域農林水產品活用助成金 ○設備投資に地域林產品を活用する場合、 購入経費の 10%以内(限度額 500万円) ○地域農林水產品を原材料として活用する 場合、仕入価格の 20%以内(单年度の限度 額 100万円)(3年間) 工場等誘致促進助成金 ○工場等の新設または増設に伴う道路や上 下水道、水路等の公共的施設の整備にかか る費用の1/2以内 ○工場等の新設または増設に係る費用に応 じて限度額が異なります。 200億円以上⇒1億円 100億円以上⇒5千万円 50億円以上⇒3千万円 5億円以上⇒1千万円
高島市企業活動支援奨励金交付要綱	H31.4.1 制定	○令和2年1月2日から令和5年1月 1日までに取得された投資に係る分が対 象(売電目的の太陽光発電施設は対象 外) ○1月1日を基準に前年同日と比較して 市内従業員を増員した企業	設備投資奨励金 ○新規設備投資に対する固定資産税の1/2 相当額を3年間支援 雇用増進奨励金 ○増加した市内従業員1人あたり 10万円を

		<p>10人以下の企業 市内従業員数が1人以上増加</p> <p>11～20人の企業 市内従業員数が2人以上増加</p> <p>21人以上の企業 市内従業員数が5人以上増加</p>	交付(市外からの転入者および障害者は 20万円)
--	--	--	--------------------------

25213

滋賀県

東近江市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

制度名	対象者の要件	内 容
先端設備等導入計画	<p>(対象者)</p> <p>1. 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者</p> <p>2. 先端設備等導入計画を策定し、計画期間において、基準年度比で労働生産性が年3%以上向上すること</p> <p>(対象資産)</p> <p>年平均の投資利益率が5%となることが見込まれる下記の設備</p> <p>【減価償却資産の種類（最低取得価格）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置（160万円以上） ◆測定工具および検査工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建築附属設備（60万円以上） ※家屋と一体となって課税されるものは対象外 <p>※太陽光発電関連設備は、本市に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る）の敷地内に設置するものに限る</p>	<p>◇令和7年3月31日までの間に設備を取得した場合 固定資産税の課税標準を3年間1／2に軽減</p> <p>◇従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合</p> <p>●かつ令和6年3月30日までに設備を取得した場合 固定資産税の課税標準を5年間1／3に軽減</p> <p>●かつ令和7年3月30日までに設備を取得した場合 固定資産税の課税標準を4年間1／3に軽減</p>
地域経済牽引事業計画	<p>(対象者)</p> <p>地域経済牽引事業促進法第13条第4項または第7項の規定による同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けた者</p> <p>(対象資産)</p> <p>土地、家屋、構築物</p>	3年間課税免除
過疎地域における事業用資産の課税免除	<p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●永源寺地区及び愛東地区において事業用資産を取得していること ●以下のいずれかの業種に該当すること 	3年間課税免除

	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・情報サービス業など ・農林水産物等販売業 ・旅館業（下宿営業を除く。） <p>(適用要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●青色申告書を提出する法人または個人であること。 ●事業者の規模（資本金）ごとに定めてい る対象資産の取得価額の合計を超える設 備を取得した場合 ●所得税法または法人税法に規定する確定 申告において、特別償却の対象となる資 産であること。 <p>(対象資産の取得期間)</p> <p>令和4年4月1日～令和6年3月31</p>	
--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
東近江市工場等立地及び雇用促進条例	H19.4	<p>立地促進奨励金</p> <p>対象事業者と投下固定資産総額</p> <p>○製造業</p> <p>中小企業者以外の事業者</p> <p>新設 10 億円以上</p> <p>増設 5億円以上</p> <p>中小企業者</p> <p>新設 5,000 万円以上</p> <p>増設 3,000 万円以上</p> <p>○運輸業、情報通信業、研究機関又は宿泊業</p> <p>中小企業者以外の事業者</p> <p>新設 5億円以上</p> <p>増設 3億円以上</p> <p>中小企業者</p> <p>新設 5,000 万円以上</p> <p>増設 3,000 万円以上</p> <p>雇用促進奨励金</p> <p>中小企業者以外の事業者</p> <p>新設 20 人以上</p>	<p>立地促進奨励金</p> <p>○固定資産税相当額を3年間 (上限1億円／年)</p>

		新設外 10人以上 中小企業者 新設 10人以上 新設外 5人以上	○新規雇用者(東近江市に住民登録がある者)1人につき10万円を3年間 (上限 2,000万円／年)
東近江市商業施設立地促進条例	R2.4	商業施設立地促進奨励金 交付要件 ○小売業 投下固定資産総額 1億円以上 建築面積 3,000 m ² 以上※ (※新設の場合)	商業施設立地促進奨励金 ○固定資産税相当額を6年間 (上限 5,000万円／年)

〈工場立地法の規制緩和〉

条例名	制定年月	規制緩和内容	条例内容
東近江市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例 ※規制緩和	R2.1	○準工業地域 緑地面積率 10%以上 環境面積率 15%以上 ○工業地域 緑地面積率 5%以上 環境面積率 10%以上 ○用途地域の定めのない区域 緑地面積率 5%以上 環境面積率 10%以上	工場立地法に基づく緑地面積率等を市条例に基づき緩和したもの。 (参考:国規定) 緑地面積率 20%以上 環境面積率 25%以上

25214

滋賀県

米原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○新增設 1 対象資産:土地、建物、構築物 2 条件 (1)取得額の合計が 1 億円以上(農林漁業及びその関連業種は5千万円以上) (2)地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来投資促進法」という。)に基づく地域牽引事業計画を作成し、滋賀県知事の承認を受けている事業者 (3)地域未来投資促進法に基づく滋賀県全域基本計画に定める事業分野において、地域未来投資促進法第 26 条の地方公共団体等を定める省令第2条に規定する対象施設を設置した事業者		課税免除	固定資産税	3年間
○償却資産の新增設 1 対象資産:償却資産 2 条件:中小企業者等(資本金1億円以下、従業員 1,000 人以下)が、令和6年度末までに、本市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、対象設備を新規取得すること。 3 対象設備(最低価額／販売開始時期) (1)機械装置(160 万円以上) (2)工具(30 万円以上) (3)器具備品(30 万円以上) (4)建築付属設備(60 万円以上)	2分の1 ※従業員に対する賃上げ方針を表明した場合は 3分の1	固定資産税	5年間	

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
米原市工場等誘致条例	H19.12	○新增設 固定資産取得額 新設 5億円以上 増設 1億円以上 雇用者 新設 10 人以上 増設 5人以上 敷地面積 5,000 m ² 以上	工場等設置促進奨励金 ○固定資産税相当額 初年度 100% 2年度 75% 3年度 50% ※雇用および地域貢献状況に応じて、3 年度目の奨励金を上乗せ

		<p>建物延床面積 2,000 m²以上 公害防止協定の締結・遵守</p>	<p>雇用促進奨励金 ○新規雇用の市内従業員1人あたり20万円(障がい者雇用の場合 40万円)を交付 (200人を限度)</p>
--	--	--	--

25383

滋賀県

日野町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
日野町企業立地促進条例	S61.9	○町長の同意を得て 20ha 以上の工業団地を造成するもの	工業団地造成促進奨励金 ○団地造成後、町に帰属される公共施設の整備費の 1/2 以内
		○新設および増設 操業開始日に常時使用する新規雇用者数 5 人以上(増設の場合 3 人以上)	緑化文化事業促進奨励金 ○緑化促進、文化的環境の造成に対する事業費の 1/2 以内
		○新設および増設 操業開始日に常時使用する新規雇用者数 5 人以上(増設の場合 3 人以上) 建築面積の敷地面積に対する割合がおおむね 10%以上 建築工事費 1億円以上	工場設置促進奨励金 ○土地にかかる固定資産税額の範囲内で交付(3年間)
		○新設および増設 操業開始日に常時使用する新規雇用者数 5 人以上(増設の場合 3 人以上)	雇用促進奨励金 ○3年間 (1人当たり年額) 町内在住者 10 万円 町内障害者 20 万円

25384

滋賀県

竜王町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
竜王町産業振興に係る特別措置に関する条例	H23.3	新設および増設 次のいずれかに該当すること ①工場その他の施設 投資額 5,000 万円以上 雇用増人員5人以上 ②商業施設 投資額 1,000 万円以上 雇用増人員3人以上 ③農業施設 投資額 500 万円以上 雇用増人員1人以上	産業振興奨励金 ○固定資産税相当額 初年度:100% 2年度:75% 3年度:50% (合計1億円を上限)

25425

滋賀県

愛莊町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
愛莊町工場等設置促進条例	H19.6	<p>〈新增設〉</p> <p>○対象業種:製造業・運輸業</p> <p>○固定資産取得額:1億円以上</p> <p>○雇用者:5人以上</p>	<p>工場等設置奨励金</p> <p>○固定資産税額の (新設) (増設)</p> <p>初年度 100% 50%</p> <p>2年度 75% 37.5%</p> <p>3年度 50% 25%</p> <p>※限度額 各年度 1,000 万円</p>
		<p>〈新設〉</p> <p>○対象業種:製造業・運輸業</p> <p>○固定資産取得額:1億円以上</p> <p>○雇用者:5人以上</p> <p>○取得面積:5,000 m²以上</p> <p>※用地取得後3年以内に事業を開始</p>	<p>用地取得助成金</p> <p>○用地取得費の3%</p> <p>○事業開始年度から3年分割で助成</p> <p>※限度額 各年度 1,000 万円 (計 3,000 万円)</p>
		<p>〈新增設〉</p> <p>○対象業種:製造業・運輸業</p> <p>○固定資産取得額:1億円以上</p> <p>○雇用者:5人以上</p> <p>※町内に住民登録しているものを6ヶ月以上正規雇用</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○1人当たり 20 万円</p> <p>○事業開始年度から3年間の純増加 雇用者数</p> <p>※限度額 1,000 万円(50 人)</p>
		<p>〈新增設〉</p> <p>○対象業種:製造業・運輸業</p> <p>○固定資産取得額:1億円以上</p> <p>○雇用者:5人以上</p> <p>託児所の新設・増設を対象</p>	<p>社内託児所助成金</p> <p>○託児所整備費用の 1/2</p> <p>※限度額</p> <p>工場新設企業 500 万円</p> <p>工場増設企業 300 万円</p>

25442

滋賀県

甲良町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
甲良町工場設置 奨励に関する条例	H3.12	○新增設、移設 投下固定資産総額 3億円以上 工場敷地面積 10,000 m ² 以上 常時雇用する従業員数 30人以上	工場設置奨励金 ○固定資産税額× 初年度 100% 2年度 75% 3年度 50%

25443

滋賀県

多賀町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 100,000 超	増加 50 超	不均一課税 (固定資産税課税対象額の) 初年度 0.7% 2年度 1.05% 3年度 1.225%	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
多賀町工場誘致条例	S45.7	○中部圏開発整備法の都市計画区域以外 ○新設または増設 投下資金 5,000 万円以上 または従業員 50 人以上 ○公害が発生しないと認められた場合	工場設置奨励金 ○固定資産税課税対象額 初年度 0.7% 2年度 0.35% 3年度 0.175%